

香港と中国の経済連携協定(CEPA)締結の意義

主任研究員 吉田 頼且

2003年6月29日に中国の温家宝(Wen Jiabao)首相出席の下、香港において「より緊密な経済連携協定(Closer Economic Partnership Arrangement-CEPA)」の調印式が行われた。CEPAは、2001年以来、香港側が中国取引の取り込みや華南産業との経済連携を目的に、中国側に働きかけた自由貿易協定(FTA)締結交渉が、より広範囲に結実したものである。香港にとっては、諸外国に先駆けて中国との貿易面の優位性を獲得するのみならず、中国の市場開放を先取りして中国国内に様々な業種の拠点を築き、中国本土との経済関係を緊密化することが可能となる。

現地報道によれば、香港からの輸出品にかかる273品目の関税を2004年1月より免除するが、前提となる香港原産地規則の定義を両者間で詰める予定である。2004年1月より市場アクセスの優遇措置を受けられる業種として、銀行、証券、保険、法律、会計、医療、運輸、商業、旅行、映画、広告、情報、不動産、建築設計等計17業種が挙げられている。対象となる香港企業の要件を詰めているが、業種によって3-5年の香港における業務経験、所得税納税や営業用不動産保有の確認、50%以上の香港スタッフ雇用、中国での業務計画の提出等が必要と報じられている。

市場アクセスの優遇措置については、業種毎にCEPA付属書に具体的に規定される。9月末時点の規定によれば、(1)銀行業で、2年以上中国で営業している香港の銀行の中国国内支店は人民元業務の取扱申請が可能となるほか、銀行の支店や合弁会社の進出に先立つ駐在員事務所の設立が免除される、(2)証券業では、香港証券取引所の北京事務所設立を認めるほか、証券現地法人の設立認可手続きを簡素化する、(3)運輸、建設等業種によっては全額出資現地法人の設立を認める、等が取極められている。

9月末に行われた交渉では、(1)香港企業の中国保険会社への出資認可の上限を現状の10%から24.9%に引き上げる、(2)市場アクセス優遇業種に通信業を追加する、(3)外資系企業は香港企業の買収を通じてCEPAの恩恵取得が可能であるが、市場アクセスの資格取得は1年間待たねばならない、等が決定した。香港にとっては、外資系企業が、香港を通じて中国市場進出を図る目的で、香港への投資を強化することが期待できよう。

香港はCEPAの枠組みのなかで、香港における人民元預金業務の取扱と中国投資家の対外投資認可が行われることにより、中国の資金・証券取引の対外取引・決済拠点とし

て機能することを目指しており、そのための金融インフラ整備と中国との資金・証券決済システムの接続に積極的に取り組んでいる。人民銀行総裁も香港市場における上記業務の取扱を CEPA の枠組みのなかで検討することを示唆している。

一方、中国側にとっては、既に輸入関税がゼロで輸入障壁もほとんどない香港との貿易取引での具体的なメリットはない。しかしながら、景気低迷に悩む香港経済を支援できるほか、CEPA 締結により、WTO 加盟の公約である市場開放を進めるにあたって、香港に対する市場開放の経験を生かすことができる。さらにアジアでの FTA 締結をめざした積極的な展開を勘案すれば、対東南アジア諸国連合(ASEAN)、二国間双方の FTA 交渉において、包括的な CEPA 締結交渉の経験を役立てることが可能となる。

香港における人民元預金業務取扱や対外投資認可を CEPA 枠組内で検討する点については、流通量約百億米ドル相当といわれる香港での人民元流通の流れを把握し将来のオフショア市場検討に活用するほか、直接国際市場への投資を認可する前に、金融インフラの整った香港市場をテスト・ケースとして利用する意図があろう。すなわち中国にとって、CEPA 締結の意義は、対外市場開放、FTA 交渉、海外市場投資各分野における、香港を通じた経験と実験の場と位置付けられるのではなかろうか。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>